

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成26年6月10日

火曜日

号外

目次

公 告

○建設業の営業の停止

1

公 告**建設業の営業の停止**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年6月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 処分をした年月日

平成26年5月27日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- 商号 中西電業株式会社
- 主たる営業所の所在地 黒部市中野1番地
- 代表者の氏名 中西 孝昭
- 許可番号 富山県知事許可（般-22、特-22）第186号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業（注文者から電気工事を請け負う営業をいう。）のうち、次に掲げる建設工事以外に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令

第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号) 第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事

(2) 停止を命ずる期間

平成26年6月11日から同年7月10日まで

4 処分の原因となった事実

中西電業株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成21年4月16日以降、関西電力株式会社が発注する特定架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) 第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当するため